

平成17年度 国立大学法人名古屋大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

名古屋大学は、「課題探究力と課題解決力に秀でた勇気ある知識人として、新時代の要請に応える人材の育成を目指す」ことを教育の中期目標としている。すなわち、1) 将来の社会を支える知的人材の育成、2) 各々の学問領域のもつ広さと深さを専門性に基づいて教えると同時に、自然科学、人文・社会科学（芸術を含む。）を広く履修させるために、知的刺激に満ちあふれた大学教育を教授すること、3) 各々の学問の知恵を継承し、発展させるために、既存の学問領域に強く囚われることなく、常に発展、変化していく学問に対応し、かつ新しい学問領域を創出できる人材の養成を目指すことにある。

中期目標を達成するために定めた中期計画に沿って、平成17年度の教育に関する年度計画を以下のように策定した。

なお、本文の構成は、以下の順となっている。

1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置（中期計画文部科学省指定項目）

<国際水準の教育成果の達成>（名古屋大学中期目標見出し）

全学教育体制の強化策を講ずるとともに、教養教育院の整備拡充を図る。（名古屋大学中期計画細目）

全学教育、学部、大学院の間における教育内容の一貫性の向上を図る。（名古屋大学中期計画細目）

教養教育院に基礎実験担当講師（物理学）を配置するなど、全学教育（教養教育）の実施体制を強化する。また、担当教員の情報交流の場の設置と、教養教育院事務組織の強化を検討する。（年度計画）

（1）教育の成果に関する目標を達成するための措置

<国際水準の教育成果の達成>

全学教育体制の強化策を講ずるとともに、教養教育院の整備拡充を図る。

全学教育、学部、大学院の間における教育内容の一貫性の向上を図る。

教養教育院に基礎実験担当講師（物理学）を配置するなど、全学教育（教養教育）の実施体制を強化する。また、担当教員の情報交流の場の設置と、教養教育院事務組織の強化を検討する。

各学部において、全学教育と学部教育にまたがるカリキュラムの一貫性を高めるコースツリー（科目系統図）の作成を促進する。

領域型分野及び文理融合型分野の専門教育の充実を図る。

新しい文理融合型分野の専門教育組織の創設を図る。

前年度の検討結果を踏まえ、環境学研究科、情報科学研究科、情報文化学部等において異分野融合型教育の充実策（教育内容の点検充実及び教材開発）を検討する。

高度専門職業人養成を始めとする生涯教育体制の充実を図る。

法科大学院のほか、臨床心理士等の高度専門職業人養成を目指した教育プログラムの具体案作りに着手する。

教育の成果・効果を検証するための自己点検・評価を行うとともに第三者評価を積極的に導入する。

大学機関別認証評価に備え、各部局（学部・研究科等）毎に自己点検・評価に関するデータ収集・分析を開始する。

（2）教育内容等に関する目標を達成するための措置

<入学者選抜システムの改善>

魅力ある教育プログラムに裏打ちされた独自の学生の受入方針を策定する。

学生の受入方針に基づき、優れた資質を持つ適正規模の入学者を確保する。

入学者選抜システムの改善を図る専門スタッフを充実する。

中等・高等教育の現状についての調査・分析結果に基づいて、各学部・研究科で受け入れ方針の策定を開始する。

全国主要大学の入試関連動向を調査・分析し、平成20年度以降の入試改善について全学的検討を推進する。

本学の入試専門部署の業務内容を明確化し、その具体的な構想について全学的に検討する。

<学生の育成>

魅力ある教育プログラムを提供し、それに沿った実効ある教育を実施する。

教育プログラムの水準を保証する適正な成績評価を実施する。

魅力ある教育プログラムについて継続して検討を行うために、「教育プログラム・システムに係るWG(仮称)」を設置する。

また、成績評価基準を策定するために、「成績評価WG(仮称)」を設置する。学部学生に対して、必要に応じて面談を実施し、保護者に対して成績を通知することについて検討する。

特に優れた資質を持つ学生に経済的援助を提供する。

種々の奨学金、研究科長裁量経費、21世紀COE経費等を活用して、優れた学生への支援を行う。名古屋大学育英基金を設け、育英資金の受け入れ体制を構築する。

全国レベルで活躍できる人材を育成するため、課外活動プログラムに特別の支援を行う。

特色ある課外活動をしている学生への顕彰を継続して行い、学内外に公表する。課外活動施設の計画的な改善に着手する。

<教育プログラムの国際化>

学部及び大学院での英語による教育プログラムの開講数と受講者数を増加させる。

留学生に対する日本語教育プログラムを強化する。

海外の大学との単位互換プログラムの充実を図る。

英語による授業や、英語で書かれた教科書・教材を利用した授業の開講数を増加させる。短期留学生特別コース(NUPAGE)の充実に努める。学生の英語力向上のためのプログラムを用意する。

オンライン日本語コースの実施状況を踏まえ、改善策を検討する。

各学部・研究科が実施している海外の大学との単位互換等の状況を把握し、改善のための実践事例を調査する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

<優れた教育者の確保>

優れた教育業績を持つ研究者の採用を増やす。

教養教育院の教員体制を充実する。

教育の専門能力を向上させる新任教員研修を奨励する。

公募要項の採用条件に、教育実績に関する記載を進める。教育能力を判定するための多様な選考方法の導入を検討する。

教養教育院に教育プログラム開発担当の教員(兼務)と基礎実験担当講師(物理学)を置く。高等教育研究センターが開発した研修プログラム等を用いて、新任教員の教育能力と教育意識を高めるための研修を実施する。

<教育の質の評価と改善>

世界最高水準にある協定大学と相互に教育方法等に関する情報を交換し、教育改善を図る。

教授法と技術の向上に必要なFD活動の内容を充実する。

高等教育研究センターを中心として、海外の大学における教職員のための能力開発プログラムを調査・分析し、教育改善に取り組む。

教育方法についての多様な情報提供手段を検討する。また、各科目別FD、学部教育FDにおいて授業実践報告を実施する。国立大学教養教育実施組織会議を主催する。

在学生及び卒業生に教育満足度調査を定期的実施し、教授・学習の質の見直しと改善に役立てる。

全学教育及び学部専門教育の授業評価アンケートの充実を図る。アンケート結果を教員に対するFD研修に活かすための方策について検討する。一部の部局において、卒業生を対象にした教育満足度調査を実施する。

学生の理解度等が容易に把握できるようにするために学生の成績データ情報を充実させる。

全学教育（教養教育）の科目区分単位で、学生の授業理解度についてデータの蓄積を図るとともに、その検討結果を公表する。一部の部局において開始した学部教育における目標到達度・理解度の調査・分析を継続し、教育指標としての有効性を検討する。

評価企画室を通して、教員プロフィール情報を整備する。

評価企画室（旧：評価情報分析室）が、情報連携基盤センター等と連携して、研究者プロフィール情報を含む研究者統合データベース・システムの一層の充実を図る。

<教育支援機能の充実>

教育学習に必要な資料・情報の収集・提供に努めるとともに、電子図書館的機能及びネットワークを高度化し、情報アクセス環境の整備を図り、教育学習支援機能を充実する。

各部局で電子化したシラバスの公開を進める。学生が自由に情報・資料に接することができるメディア環境の整備を進める。情報連携基盤センターと附属図書館が協力して、学術機関リポジトリの研究開発を進める。電子ジャーナル、電子ブック等、電子図書館機能を強化する。「蔵書整備アドバイザー」による中央図書館学習用資料の点検・更新・収集の第2期計画を実施する。

<e-Learning環境整備>

在学生の自主的学習を促進する e-Learning の教授・学習システムを創設するとともに、e-Learning に関する研修制度を確立する。

自立的学習の支援を目的とした e-Learning 環境を整備する。e-Learning を用いた授業についてデータを蓄積する。全学留学生のうち特に中・上級の学生を対象としてオンライン作文コースの改善及び漢字コースの補助教材を開発する。AAACU（アジア農科系大学連合）との連携により作成するコースをAC21オンライン教育プログラムの一環として活用するための準備を進める。セキュリティガイドライン e-Learning システムを利用して、教職員及び新入生に対する情報セキュリティ研修を推進する。

（4）学生への支援に関する目標を達成するための措置

<学生の学習と生活に対する支援>

多様な学生のニーズを尊重した学習・進学・就職支援のサービスを充実させる。

学生に対する心身両面のケアを行う体制を強化する。

優れた課外活動の実践を支援する環境整備を行う。

インターンシップを継続し、その体験の蓄積を図るとともに、キャリア教育を強化する。引き続き、「就職活動サポーター」の運営等、多様な進路支援を行う。ピア・サポート制度を継続し、学生の相互支援力を高める。平成17年度国立七大学学生関係協議会を主催し、学生支援に関する交流を行う。学生の自律性を尊重しつつ、名大祭の円滑な実施を支援する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

名古屋大学は、「世界最高水準の学術研究を推進し、その成果を社会に還元するとともに、国際的研究拠点としての役割を果たす」ことを研究の中期目標としている。中期目標を達成するために定めた中期計画に沿って、平成17年度の研究に関する年度計画を策定した。

（1）研究の水準、成果、実施体制等に関する目標を達成するための措置

<世界最高水準の学術研究の推進>

研究者受入れ環境を整え、国際的に優秀な研究者の採用を増やす。

優秀な研究者を確保するための魅力的な研究環境及び待遇について引き続き検討する。全学的に公募による研究者の採用を増加させる。新たな特任教授制度を導入する。高等研究院の流動教員制度の評価を行い、必要に応じて見直す。

人文・社会・自然の各分野で基礎的・萌芽的研究の進展を図る。

社会的要請の高い先進的・学際的な重点領域分野の研究を推進する。

昨年度開始した全学奨励研究費（総長裁量経費）の効果を検討し、先進的かつ分野横断的な研究活動を支援する体制をより充実させる。

高等研究院の運営体制を強化し、基礎的・萌芽的研究支援を一層推進する。また、大学共同利用機関等の大型プロジェクト研究の推進に基幹メンバー大学として参加し、世界最高水準の研究推進に貢献する。

研究の水準・成果を検証するために自己点検・評価を行うとともに第三者評価を積極的に導入する。

学内研究者統合データベース構築を推進し、研究の水準・成果を評価するためのデータを幅広く収集・蓄積して、評価企画室を中心に外部評価等に際して適切に情報提供できる体制を整える。計画・評価委員会は、第三者評価を含めた今後の点検・評価へ向けて改善すべき点を引き続き検討する。

本学を世界最高水準の研究拠点とするために、International Advisory Board（国際諮問会議）を高等研究院に設置する。

<研究成果の社会への還元>

優れた研究成果を学術専門誌、国際会議、国内学会等に公表するとともに、メディアを通して社会に積極的に発信する。

優れた研究成果を国際的な専門誌・会議等で積極的に発表する。さらに、専門書、叢書、教科書、啓蒙書、レクチャーノートなどを積極的に出版する。研究成果に関する情報をWebサイトに掲載し、概要を容易に閲覧・検索できるシステムづくりを継続する。各種シンポジウム、マスコミ等を通じて研究成果を学外に発信する。

全学のホームページ、公開講座、シンポジウム開催等を通じた企画・広報機能を強化し、優れた研究成果をタイムリーに公表する。

「広報推進室（仮称）」を設置し、全学的な広報機能を集約する体制を強化するとともに、その効果的な広報の方法を引き続き検討する。

<若手研究者の育成>

大学院学生を含む若手研究者の特定テーマに対する研究奨励のための資金と環境を提供する。

日本学術振興会の特別研究員制度への応募率を向上させる。

優れた若手研究者に充実した研究環境を提供するために、高等研究院を継続して活用する。日本学術振興会の特別研究員への応募を強く奨励する。21世紀COEを活用して、大学院生、若手研究者への研究支援を引き続き行う。

<学術研究体制の整備>

名古屋大学を代表する世界最高水準の研究を推進する研究専念型組織である高等研究院の充実と発展を図る。

高いレベルの基盤的学術研究体制の上に、重点分野に対する中核的研究拠点の形成を図る。学部・研究科・附置研究所・センター等の研究実施体制を継続的に見直し、必要に応じて弾力的に組織の統合・再編、新組織の創設を進める。

高等研究院において、世界水準の研究を推進し、独創的な研究の芽となるプロジェクトの育成を継続する。

「アカデミックプランの具体化に関するWG」を中心に、新しい中核的研究拠点となりうる研究プロジェクトの育成を図る。

組織・運営委員会において、センター等の再編・統合による新組織の創設も視野に入れた検討を進める。部局横断的な新しい研究分野を構築する中核的研究拠点として、エコトピア科学研究所（学内措置）を設置する。

全国共同利用の附置研究所・センター等に関しては、他大学等との連携による共同研究を推進し、全国に開かれた研究拠点としての役割をさらに発展させる。

国内、国際研究拠点として、他機関と連携・協力して、関連分野の国内外の共同利用研究及び共同観測実験を主導・推進する。また、国際シンポジウムならびに課題に応じたシンポジウムや研究会を主催し、共同利用及び共同研究の発展と情報の発信に努める。情報連携基盤センターは、他の全国共同利用情報基盤センター及び国立情報学研究所と連携し、情報基盤の先端的研究開発を行う。

全学的な大型研究設備の整備・充実を図る。

全国の共同利用施設として機能する全学的な大型研究設備の導入を引き続き検討する。

研究者の国際交流を促進するために、会議・宿泊施設等の環境改善を図る。

海外からの研究者のための会議・宿泊施設（インターナショナルレジデンス、リサーチチャーズビレッジ、野依記念学術交流館）に関する使用状況の調査を踏まえ、それぞれの施設についての維持・管理・改善のための計画を策定する。

<研究成果に対する評価システムの改善>

**研究成果に対する客観的な評価を行うことができる全学的な評価体制を確立する。
評価企画室等を活用して、研究活動の成果を収集・分析するシステムを整備する。**

平成16年度に、計画・評価委員会の下に設置した計画・評価小委員会及び全学計画・評価担当者会議の機能を強化し、評価企画室と連携させ、研究成果に対する客観的な評価のために分野別評価基準を勘案した指標を策定する。

既存の事務組織を活用して評価企画室と部局との連携を強め、情報連携基盤センターの協力のもとに研究者統合データベースの構築を開始し、種々の部局データの集約力を強化する。

< 研究資源の重点投資 >

中核的研究拠点グループに対し、重点的な研究の資源配分を行う。

独創的・先端的な研究を展開している若手研究者への資金援助を行う。

予算、研究環境、人員等の研究資源を戦略的に配分する方策を引き続き検討する。

高等研究院による萌芽的研究・戦略的なプロジェクト研究、全学奨励研究費による若手研究者への援助を継続するとともに、部局でも独創的、萌芽的、先端的な研究をしている若手研究者を支援するための仕組みを検討する。

< 外部研究資金の確保 >

科学研究費補助金やその他の競争的研究資金への応募件数を増加させる。

企業等との共同研究を促進し、企業等からの研究資金の増加を図る。

21 外部研究資金確保のための情報提供・サービスの事務的支援体制を強化する。

科学研究費補助金等の申請に対する現在のサポート体制を維持し、教育研究経費の傾斜配分等の施策により競争的資金への応募件数の増加を図る。

産学官連携推進本部を拡充し、企業等との共同研究を推進する。研究シーズ情報を、Webサイト、名古屋大学協力会その他の連携機関（国、自治体、商工会議所等）を通じて効果的に提供する。

< 知的財産の創出及び活用 >

22 産学連携を促進し、知的財産の創出を図るとともに、知的財産部を充実し、知的財産の取得、管理及び活用を推進する。

23 中部TLO等と連携して知的財産の企業への移転及び技術指導を促進し、知的財産の社会還元を図る。

産学官連携推進本部を拡充し、知的財産の管理・評価等、手続きの一層の効率化を進める。国外での保有特許の活用のためのネットワークを、全米大学等技術移転担当者協議会（AUTM）等への参加を通じて構築していく。特許情報のデータベースについては引き続きその充実を図る。

中部TLOに発明の市場性調査、ライセンス等の業務を委託し、大学保有特許の実施をさらに促進する。その他の連携のあり方についても継続して検討する。

3 その他の目標を達成するための措置

社会連携、国際交流、附属病院、附属学校及び学術情報基盤の中期目標を達成するために定めた中期計画に沿って、平成17年度のそれぞれの項目の年度計画を策定した。

（1）社会との連携に関する目標を達成するための措置

名古屋大学は、「文化・政治・経済及び産業の諸分野で地域社会の抱える課題の発見と解決に貢献する」ことを社会連携の中期目標としている。

< 地域文化の振興 >

附属図書館、博物館等の学内施設の公開を進め、地域サービスを充実する。

地域文化の振興を図るための公開講座、講演会を増やす。

地方自治体と連携した文化事業を充実する。

附属図書館では、企画展示会・講演会を年2回開催し、年間千人規模の市民参加者を維持する。さらに、市民への利用者サービスを年間1万人規模で維持し、資料閲覧、複写、館外貸出しを行う。博物館では、特別展や企画展等を引き続き開催するとともに、特別講演会、博物館コンサートを充実させる。「図書館友の会」「博物館友の会」を発展させ、市民との交流を促進する。附属図書館における木曾三川流域の歴史情報資源の活用等の文化事業を進める。「名大サロン」等の学内有志による市民向け文化事業に必要な支援を継続し、市民の教養に関するニーズに応えていく。エコトピア科学研究所を中心として、万

博記念国際フォーラムを開催する。

<産学官パートナーシップの推進>

地域社会との連携により、地域の防災、都市計画、保健衛生、福祉・安全の向上に寄与する。

県・市・国の審議会等に委員を派遣し、地域社会の環境・福祉・防災・都市計画等のあり方に関して主導的に貢献し、各部局の研究教育の成果を活かして、地方自治体に対する政策提言、地域児童のメンタルヘルスの向上などにも取り組む。防災研究成果普及事業（H16～H18）等、愛知県・名古屋市・名古屋大学の共同実施事業を具体的な柱として、地域防災力向上のための具体的な取り組みを災害対策室を中心に強化する。

学内研究者と産業界の情報交換と人的交流を促進する。

学内シーズに関するデータベースを整備し、外部に情報発信する。

産学官のパートナーシップを通して、地域における男女共同参画活動に積極的に参画する。

産学官連携推進本部を拡充し、名古屋大学協力会と連携して全学的な研究シーズをとりまとめ、冊子・Webサイト等の媒体によって企業等へ提供する。東京フォーラムを開催し、情報発信や産業界等との交流を拡大する。東京・名古屋地区担当の学外コーディネータを充実し、新たなニーズの発掘を促す。

男女共同参画に関する産学官連携フォーラムを組織し、男女共同参画のための活動を強化する。

<地域産業の振興>

地域産業の活性化を図るために共同研究を推進し、地域産業振興プログラムなどに積極的に関与する。

知的クラスター事業、産業クラスター事業、医工連携インキュベータの建設等、地域産業振興プログラムへの参画を通じて地域に貢献する。企業との連携や異業種企業群との交流を含め、前年度までのニーズ分析やマッチング活動を基本に、具体的な共同研究を開始する。地域における「ものづくり」産業の活性化に向けて共同研究等を推進する。

高度専門職業人養成プログラムの充実を図る。

法科大学院では、さらに e-Learning の教育教材開発、学生用図書の実用などを通して学習環境の整備を行う。

技術移転インキュベーション施設の充実等によるベンチャービジネスの創成を図る。

「名古屋大学協力会」、技術交流会、産学交流フォーラム等を通して企業と大学の交流を促進する。赤崎記念研究館を建設し、インキュベーションファクトリー（試作工場）を設ける。産学官連携推進本部を拡充し、赤崎記念研究館、インキュベーション施設、ベンチャービジネスラボラトリー等との連携を進め、ベンチャービジネスの創成を促進する。

<地域の教育貢献>

教育面における行政との連携及び高大連携を強化する。

東海地区の県教育委員会との共同プロジェクトを進める。高大連携、高大接続改善のための研究会を引き続き行う。地域の教育活動と連携し、「国際理解教育」などいくつかの部局で行われている出前授業活動を本格化させる。地域の博物館等との連携により「ジュニア・キュレーター育成事業」を継続する。

公開講座等の社会人のための教育サービスの充実を図る。

名古屋大学公開講座及び名古屋大学ラジオ放送公開講座を開催するとともに、公開講座の内容の保存と広報への利用についての検討を開始する。大学の生涯教育への貢献のあり方について、全国の大学との情報交換、研修等への参加を行い、情報と学習成果を蓄積する。地方自治体が主催する講座等への講師派遣依頼に対し、積極的に応えていく。各部局における公開講座、研究室公開等の定期的開催を積極的に推進し、その情報を名古屋大学総合案内及びホームページを通じて発信する。

小、中、高等学校生徒を対象とした講座を開設し、青少年が文化や科学技術への理解を深めるための援助を行う。

青少年の文化や科学への理解を深めるために、小中学生に対して「国際理解教育」のための留学生派遣と「石がいつできたか調べよう」の自然科学体験学習、高校生を対象とした構造改革特別区域計画「あいち・知と技の探求教育特区・知と技の探検講座」とスーパーサイエンスハイスクール事業及びサイエンス・パートナーシップ・プログラム事業、中高生を対象とした数学コンクールなどを実施・支援する。中高生に、名古屋大

学の最先端の研究成果をわかりやすく伝えるための市民公開講座開講に向けて、基礎データを収集するためのパイロット講座を実施する。

愛知学長懇話会を始めとする地域の国公立大学等と、教育プログラムにおける連携・支援を図る。

地域の大学との包括的な共通科目の単位互換を実効あるものとするため、対象科目の見直しを行うとともに、対象科目数と受入数の維持に努める。

<社会連携推進体制の強化>

学内組織としての名古屋大学総合案内、社会連携推進室、産学官連携推進本部、災害対策室、男女共同参画室等の機能の強化を図る。

社会貢献事業の強化のために、産学官連携推進本部（知的財産部）と社会連携課が一体となって活動する体制を拡充する。男女共同参画に関する産学官連携フォーラムの推進や育児環境の整備などを行う。

全学並びに部局同窓会の強化を図り、同窓会を媒介とした社会との連携を進める。

全学同窓会と連携し、卒業生・修了生向けの行事や情報発信を強化するとともに、支援会員制度の確立に協力する。全学同窓会の海外支部設立を支援し、大学の活動拠点を整備する。全学同窓会と協力して、在学生支援を充実させる。

(2) 国際交流に関する目標を達成するための措置

名古屋大学は、「研究と教育の国際交流と国際協力プロジェクトへの参画とを通して名古屋大学のプレゼンスを高める」ことを国際交流の中期目標としている。

<国際協力・交流の拠点の形成と事業活動>

国際協力・交流に関するセンター及びナショナルセンター機能を持つ全学的組織の強化を図る。

国際学術コンソーシアム(AC21)により、国際フォーラム、専門分野ワークショップ等を国内外で定期的で開催する。

「国際交流協力推進本部（仮称）」の設置構想を具体化し、各学部・研究科による国際協力・交流の活動を支援できる基盤整備の方法を検討する。

2006年にウォリック大学と共同開催する第3回国際フォーラムに向けた運営委員会を開催する。さらに、名古屋大学万博記念国際フォーラムの一環としてAC21メンバー校の学生が参加する「学生世界フォーラム」を開催する。

インター大学ポータル等の整備により、海外の大学、教育研究機関との情報交換及び海外への情報発信機能を強化する。

外国の大学との連携教育プログラム、単位互換制度、共同研究指導制度及び共同学位授与制度を促進する。

AC21のWebサイトを整備充実し、インター大学ポータル（大学間のデジタル情報の窓口）の役割を果たせるよう、情報収集・交換・発信の機能の向上を図る。

各学部・研究科が実施している海外の大学との単位互換や共同指導の状況を把握し、改善のための実践事例を調査する。

日本語教育のオンラインコース教材の開発を支援する。

平成16年度に実施した調査結果をもとに、海外協定校とのオンライン日本語教育の方針を検討するとともに、海外協定大学の日本語教育関係機関とのネットワークを強化する。初級日本語教材（文法編）の最新版をオンラインで提供し、利用結果を分析する。また、オンライン読解・作文コースの改善及び漢字コースの補助教材を開発する。

<国際共同研究・協力の促進>

国際援助機関等からのプロジェクト資金の導入を円滑にする仕組みを整備する。

国際会議等の開催、国際共同研究及び国際協力を促進、支援する体制を整備する。

国際的な産学連携を推進する。

国際交流の学内協力体制を整備し、プロジェクト資金の導入を支援するとともに、国際的な教育・研究交流、共同研究活動、産学連携を促進する。

中国のAC21メンバー機関の協力を得て、上海に「名古屋大学国際交流事務所（仮称）」を開設する。

短期留学プログラムの学生やAC21メンバー機関からの学生が参加できる国際インターンシップ・プログラムの実施を目指して、AC21メンバー機関や企業と協力して検討する。

<留学生・外国人研究者の受入れ、派遣体制の整備・拡充>

優秀な留学生を受入れ、また外国の大学に派遣する本学学生を増やすための支援体制を整備する。

AC21加盟校との連携等によって、名古屋大学への留学希望者に対する海外への広報体制を整備する。

国内外の学生と教職員との交流を深めるために、国際フォーラム等を定期的開催する。

国際課を中心として、国際交流に関するWebサイトを整備する。各部署においてもWebサイトの英語版の作成を進める。21世紀COE等を活用して、派遣学生への支援を行う。本学からの海外派遣・留学学生のデータベース整備を引き続き検討する。

留学生受け入れプログラムに関する情報を、AC21のWebサイトに掲載する。

AC21メンバー校の学生が参加する「学生世界フォーラム」を通して、国際交流を促進する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

名古屋大学は、「患者中心の医療の質の向上を目的とした医療を行うために、権限と責任を明確化した運営管理体制を構築する」ことを附属病院の中期目標としている。

<医療の質管理>

医療安全、患者アメニティーを含む医療の標準化を促進する。

医療安全管理室を改組し、医療安全管理部を設置し、専任教員を置く。インシデント報告等患者安全指標の定期的モニターを実施する。あわせてその成果と変化動向の周知について検討を開始する。クリニカルパス普及のための院内組織整備を2004年度に引き続き進め、院内各科すべてにおいて標準的クリニカルパスを作成する。可能な疾患においてクリニカルパスに基づく標準診療原価の算定を行う。クリニカルパス実施による成果を在院日数変化等で確認する。患者満足度調査と職員満足度調査を実施する。患者の自立支援・アメニティー向上に向けた取り組みを推進する。

プロセス評価及び実績評価を行う。

事務部門の業務改善活動を活動基準原価管理法を応用し、課単位で実態調査に着手する。それに基づく業務フローの再考と業務量のモニターを開始する。検査部において、各検査毎の標準手順書の作成に着手し、業務品質改善目標を策定する作業を開始する。

ISO等による外部評価を受ける。

ISO認証導入をめざし、検査部門内でスタートさせた啓発活動、準備活動を病院全体に広げる院内組織を発足させる。内部監査員養成を開始する。ISO認証の意識向上のため院内集会等を随時開催する。病院に新設される研究基盤である「マテリアルセンター(仮称)」においてはISO13485の試験運用を目指す。

適切な医療環境を整備する。

新中央診療棟における診療設備機器整備を病院事務部門を中心に実施する。SPD(Supply Process Distribution:物流システム)を導入する。外来機能の立案・変革に向けた検討を開始する。

<臨床教育・臨床研究のシステム化>

高度な専門性を有する医療従事者養成のための組織を充実し、卒後臨床研修等の臨床教育及び生涯学習プログラムを整備するとともに、保健学科等との連携強化を図る。

「総合医学教育センター(旧:卒後臨床研修センター)」に専任教員を配置し、業務を開始する。名城大学をはじめ、他大学との臨床薬学研修プログラムを共同実施する体制を整備する。職員採用時の共通研修を充実させる。

臨床研究を推進するための組織を充実し、病院主導の臨床研究プロジェクトを推進するとともに、医学系研究科及び他の研究科と連携して高度先端・先進医療の開発を図る。

臨床治験管理センターの改組を検討する。2005年度スタートする「マテリアルセンター(仮称)」を基盤とし、高度先端・先進医療の臨床研究を奨励するため、その運用組織を整備する。基礎・臨床を一体化するトランスレーショナル研究を推進する。

<運営管理体制の整備>

病院長は専任とし、病院長の意志決定のための機構(常任会)を強化するとともに、マネジメントに関する各種委員会の活性化を図る。

常任会のサポートのための事務機能を強化する。各種委員会ならびに各種協議会の責任と権限の見直しを引き続き行う。病院長が業務に専念するための補佐体制を強化する。

医療の質管理に関する企画・立案・管理の機能強化を図る。

医療経営管理部、看護部、事務部等、部門間の人事交流を行い、部門横断的、恒常的に医療のプロセス管理を行える体制を検討する。医療の質に大きな影響をもつ医療安全、リスクマネジメント体制のさらなる充実のため、医療安全管理部を設置し、医師専任スタッフを置く。

病院に即した人事・労務制度を導入するとともに、適正な医療従事者数を確保し、質の高い医療を提供する。

看護師の増員、非常勤医員の待遇改善等について検討する。

診療を支援する中央診療施設等を再編し、医療技術部門の機能強化を図る。

中央診療部門内に臨床工学部門（仮称）を新設し、各部に分散していた臨床工学技士の運用を一元化し、医療機器の統合的管理と臨床支援業務の円滑な実施を図る。

< 人事管理・評価システム >

医療従事者に対する雇用、処遇、適正配置等に関する基準を明確化し、人材確保及び病院人事の円滑化を図る。

任期付き職員の処遇改善等について検討を開始する。

業務の精通度、能力、職責及び実績を評価する。

病院各職種の業務分担や権限、職責、さらにその業務量や業務レベル測定の手法を明確にするため、病院各部門における職務分析調査を開始する。

< 病院財務の健全化 >

財務会計及び管理会計を整備・充実する。

管理会計システムの定常運用に向けて、システムの改善を図る。それに基づく部門別収益管理体制の整備を進める。

診療収入の増加及びコストの削減を図る。

2004年度決算を検証し、それに基づく2005年度収益目標とその実行を図る。四半期毎の変動費増に対応した逐次変更の可能な予算執行を目指し、収益額だけでなく損益目標とキャッシュ・フロー管理を実施できる体制の整備を開始する。

外部資金の導入を増加させる。

病院の設備整備等を目的とした外部資金獲得手段の検討を行う。各部門の外部資金獲得に対する支援ならびに外部との調整機能を整備する。

< 地域疾病管理 >

行政と連携し、地域医療計画の作成・推進に積極的に参画する。

一部診療科において試行されている関連病院との医師需給の状況を調査し、2004年度に引き続き検討を継続する。

総合的機能回復医療を含む高齢者医療等の地域医療ネットワークを構築し、高齢者医療、在宅看護等を中心とする地域の疾病管理システムを確立する。

在宅医療部などを改組し、地域医療センターに統合する。同センターのスタッフを充実させ、学内で地域共同活動に関与している基礎系部門人材などの参画を促し、センター活動の活性化のための企画を立案する。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

名古屋大学は、「豊かな人間性を持ち、自主的で自律的な学習習慣を身に付けた人材の育成を目指すために、中高大連携教育の先端モデルの開発と実践及びその成果の社会的還元を大学全体として推進する」ことを附属学校の中期目標としている。

< 運営管理体制の整備 >

全学的な組織運営体制が機能するリーダーシップを確立する。

附属学校の教育理念を実現するために、その設置形態と全学への貢献のあり方について、附属学校問題検討小委員会において議論を継続する。

< 中高大連携教育の推進 >

新教科の研究開発や大学教員による連携講座の単位化等を通して、中高大連携を実現する中等教育プログラムの改善を図る。

平成17年度特別教育研究経費による「高大連携によるキャリア教育プログラム開発事業」の一環として、「学びの杜」講座の規模を拡大し、単位化の実現とともに、地域への開放を検討する。新教科（自然と科学、心と身体の科学、国際コミュニケーション学、共生と平和の科学）については、引き続き授業を積み重ね、研究成果を報告書としてまとめる。**教育と研究開発に関して、教育学部・教育発達科学研究科を中心とした各部局等との緊密**

な連携体制を整備する。

中等教育研究センター研究員（教員が兼務）の活動を支援し成果を公表するためのプロジェクトとして、「高大連携によるキャリア教育プログラム開発事業」を活用するとともに、その成果を発表する。また、研究員の更なる増員を図るとともに、前記の「高大連携プログラム」に加えて、附属学校を研究のためのフィールドとしてより有効に活用するための方策を検討する。

<成果の社会還元>

中高大連携教育の全国的ネットワークの構築にイニシアチブをとり、先端的教育モデルの普及を促進する。

全国中高一貫教育研究会に積極的に参加し、中高一貫校のネットワークの充実のために指導的役割を果たす。本年度の研究大会開催校の大会運営を積極的に支援するとともに、成果を発表する。中等教育研究協議会を開催し、文部科学省研究開発学校として2期6年間の総まとめの研究発表を行う。

<国際協力・国際交流の推進>

環太平洋諸国を中心とした中等教育職員の人材開発に貢献するために、教員研修留学やJICA中等教育研修プログラム等の一層の充実を図る。

教員研修留学と、JICAの中等教育開発プログラムにおける附属学校の位置付けを検討する。また、名古屋大学に滞在する外国人研究者子弟の教育支援の制度化に向けて検討を始める。

(5) 学術情報基盤に関する目標を達成するための措置

名古屋大学は、「国際水準の総合大学として自負できる知の創造と交流を促す教育研究環境を創出し持続していく」ことを学術情報基盤の中期目標としている。

<学術情報基盤の充実>

全学の学術の基盤となる附属図書館、博物館を始めとする全学共通基盤施設の充実と発展を図る。

附属図書館は、12,000タイトルの電子ジャーナルカレント版、及びバックファイルを導入するとともに、電子ブックの充実を図る。図書資料の電子目録化率を85%以上にする。高木家文書、伊藤圭介文庫の電子画像化率、メタデータの作成・公開率を40%に高める。博物館では、資料収蔵・公開のための施設整備計画の検討を継続し、標本資料と記録映像資料のデータベース化・Webサイトでの公開を進める。

情報連携基盤センター等の全学的情報支援組織の充実と発展を図る。

「情報戦略に関する検討WG」の答申を受けて、情報戦略組織FS(Feasibility Study)室を設置し、企画・執行する横断的組織のあり方について検討する。豊川キャンパスとのネットワークの高速化を実現する。附属農場とのネットワークの高速化について検討する。次期教育支援用LANの設計を詳細化する。

大学情報のデジタル化を促進し、大学ポータルを通してその活用を図る。

各種データベース（研究者統合データベース、広報素材データベースなど）の共通の基盤となるサーバ、大学ポータルのあり方について検討する。また、学内のイベント、風景、活動などのあらゆる情報を網羅的かつ持続的に蓄積するデータベースの構築を検討する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

名古屋大学は、「名古屋大学の学術活動の水準を向上させるために、組織活動の質的改善を自主的かつ自立的に行う。全国各地域及び海外各国から、高い志を持つ優れた学生と教職員を集める」ことを業務運営の改善及び効率化の中期目標としている。中期目標を達成するために中期計画に沿って、平成17年度の業務運営の改善及び効率化に関する年度計画を策定した。

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

<組織運営体制の整備>

総長を補佐して大学全体の戦略的企画・執行・評価を行う組織運営体制を整備する。

基幹委員会を中心とした体制への再編を基本方針に、全学委員会及び部局長会等で構成される委員会の統廃合・削減等をさらに進め、より効率的な全学組織運営体制を確立する。法務室の充実と活用を図り、コンプライアンス（法令遵守）の確立を目指す。

<重点戦略に基づく学内資源の配分>

教育、研究、運営等に関する成果に基づいた全学資源の配分ルールを確立し、その実行を図る。

総長がリーダーシップを発揮し、より高度な教育・研究・診療の実現及び教育研究環境の充実を図るため、戦略的かつ全学的に使用できる予算や人員を確保する。

<満足度指標の利用>

大学の活動全般に対するユーザー・ニーズの満足度指標を定期的に収集し、今後の活動に適切に反映する。

名古屋大学科学研究オープンシンポジウム・公開講座等のアンケートを通して、大学活動全般に対する市民等の意見を収集し、今後の活動に役立てる。

<監査体制の整備>

自己規律・自己責任の下に財務・人事等の内部監査を強化し、自己管理体制の充実を図る。

関係規程等の変更に伴い、内部監査の進め方等を再点検し、自己管理体制の充実を図る。

<国立大学間の連携協力推進>

大学間単位互換等を始めとする各種の事業を推進するための連携を強化する。

学長会議、副学長会議、学部長会議等において、各種共同事業について検討する。

学術情報関連の全国共同利用施設の相互協力による国立大学間の学術情報の有効利用、共有化を促進するための連携協力を強化する。

情報連携基盤センターは、他の全国共同利用センター及び国立情報学研究所と連携し、安全に利用できる情報基盤の先端的研究開発を行う。附属図書館は、国際規模の学術資料相互利用の推進、国内図書館間の電子的配信によるサービスの高速化、「名古屋大学機関リポジトリ(仮称)」の試験運用、地域図書館との連携による学術情報利用の促進、を行う。

国立大学間の再編統合を視野において、特定の大学と教育・研究・運営組織に関する検討を促進する。

昨年度設置した「名大・技科大協議会」において、豊橋技術科学大学との間で相互の活動及び将来構想などについて意見交換を行い、法人化後の新たな連携協力についての検討を進める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

<教育研究組織の再編・見直し>

既設の教育研究組織の再編・見直しを行うための評価システムを構築し、定期的に評価を行う。

教育研究組織の再編・見直しの方向性を明確にするとともに、そのための評価システムについても併せて検討を進める。

<教育研究・大学運営支援体制の整備>

教員と職員との連携協力によって運営するAC21推進室、評価企画室等の組織を整備・充実する。

運営と学術のプランニングに参加できる専門職スタッフの育成を図る。

役員会を中心に、評価企画室、国際企画室、「広報推進室(仮称)」等、企画・運営の専門的職能を必要とする部署、必要なポストや職務内容を確定し、選考方法を検討する。

技術職員組織の全学的な再編を図る。

全学の技術職員組織の試行的運用状況を踏まえ、試行期間終了後の技術センター組織のあり方について検討する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

<人事方針>

採用基準の明確化と公開原則を確立する。

公募人事の比率を高め、他大学出身者の比率をさらに高めていく。

教員の採用にあたり公募制をさらに推進し、公募要領を関連学会誌やWebサイトに掲載するなど、応募資格・採用基準の公開を進め、人事の透明性を高める。

事務及び技術職員の専門性の向上と改善のための支援と援助の制度を整備する。

専門性を向上させるために必要な資格の取得や研修を奨励するとともに、高い専門性を

持つ職員の処遇改善等について、さらに検討を進める。

男女共同参画の推進を図り、女性教職員の比率を高める。

教職員の募集に際してポジティブ・アクションについての記載を徹底するなどして、女性教職員の比率を高めるよう一層努力する。

教員の任期制のさらなる推進を図る。

任期制を導入すべきポストについて、全学・各部局においてさらに検討を進める。

<柔軟な人事評価システム>

教職員の人事評価の基準を整備し、業績を反映した透明で公正な人事評価を行い、インセンティブを付与する。

特別昇給、勤勉手当を活用した優遇措置を引続き行う。雇用形態に応じた多様な独自の人事評価制度の可能性について引き続き検討する。

<人員（人件費）管理>

全学運用定員の確保と活用を行う。

新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。

組織の新設・拡充を戦略的に行える基盤を整えるため、全学運用定員5%枠の効果的な運用方針について検討を進める。

事務の改善・合理化を行い、業務量を削減するとともに、適切な人員配置の検討を進める。

<事務・技術職員の育成>

国内と海外における職能開発研修制度を設ける。

国内外の大学間での職員交流を増やす。

高度の専門性を修得させるために大学院プログラムの研修機会を提供する。

職員の専門性向上のため、他の国立大学法人との人事交流を引き続き行うとともに、海外研修制度等を含めた職能開発研修の一層の充実を図る。

教育発達科学研究科の高度専門職業人養成コース等を活用した人材の育成に努める。

<快適な教育研究・職場環境の確保>

教職員の心身両面のケアを行う体制を強化し、教育研究・職場環境の改善を図るための体制を整備する。

産業医・衛生管理者の巡視等を通して、安全衛生委員会等が職場の健康管理対策に取り組む。メンタルヘルスケア講習会を継続して実施する。また、人間関係を含む職場環境に関する苦情等の相談・処理体制を構築する。

セクシュアル・ハラスメントに関する相談業務及び防止対策を促進する。

セクシュアル・ハラスメント防止講習会等により、教職員・学生にきめ細かい研修を実施する。また、受講者の意見を、今後の相談業務や研修内容の改善に活用する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

<事務体制の見直し>

事業内容に対応した事務処理体制を構築するとともに、共通事務の集中化・情報化により事務処理の合理化、簡素化、迅速化を図る。

事務改善合理化委員会の検討結果を受け、総長補佐の意見も参考に、平成18年4月をめぐりに業務をさらに合理化・簡素化するため、事務処理の見直しを進める。

職員の採用や人事交流等、共通性の高い業務について地域の国立大学間で連携を図る。

引き続き、事務系職員の採用にあたり「東海・北陸地区国立大学法人等統一職員試験」を実施するとともに、ブロック内の国立大学法人等と人事交流を行う。

外部人材の活用を図る観点から、外部委託が適切と判断される業務については積極的に外部委託を行う。

事務改善合理化委員会において、私学における外部委託導入の状況について調査し、導入した場合の費用対効果なども考慮しながら、さらなる外部人材の活用や外部委託の可能性を探る。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

名古屋大学は、「大学法人経営が自主的かつ自律的に行われるために、財務資源の調達及

び管理・運用と、知的財産の適正な運用を図る」ことを財務内容の改善の中期目標としている。中期目標を達成するために中期計画に沿って、平成17年度の財務内容の改善に関する年度計画を策定した。

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

< 財源の多様化促進 >

名古屋大学の収入として、外部研究資金、運営費交付金、附属病院収入、学生納付金等多様な財源の確保を図る。

外部資金獲得の支援を引き続き行い、国等の大型プロジェクトに対する戦略的提案の支援体制の一層の強化を図る。

< 自主財源の確保 >

社会との連携を密にして寄附金の増加を図る。

寄附者に対する受入手続きの簡素化に配慮した寄附受入システムを整備する。

「名古屋大学協力会」、技術交流会、産学交流フォーラム等を通して企業と大学の交流を促進する。同窓会の協力を得て、東京フォーラムを開催し、外部資金の導入に結びつく情報発信、交流の場とする。

寄附金納入方法の多様化を通じて寄附金の増加を目指し、その成果を検証する。寄附に対する特典を検討する。

大学の保有する施設・知的財産等を活用して自主財源の増加を図る。

大学の研究活動から生じた発明などの知的財産の権利化と活用を知的財産部において一元的に実施する。特に活用に関しては中部TL0との連携を強化する。コーディネーター等関係職員の資質の向上を図る研修を実施するとともに、研究者の知的財産の創出に対する関心を高めるための各種啓発セミナー等を実施する。学内施設の積極的な開放等を引き続き検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

< 効果的なコスト管理と資金運用 >

安全かつ収益性に配慮した資金運用を実現する仕組みを構築する。

ペイオフ全面解禁に対応し、定期性預金については、前年度に策定した預託先金融機関の経営健全性監視基準により運用する。「奨学寄附金余裕金の当面の運用方針」により余裕金を活用する。さらに、資金管理原則及び管理方法を定めた資金管理マニュアルを検討する。

適正な評価指標に基づき効率的資金配分を実現する。

適正な評価指標に基づく傾斜配分を引き続き実施し、効率的な資源配分を実現する。

教育研究に必要な経費の充実に努めるとともに、エネルギー等の経費の効率化、省力化を進め、管理的経費の抑制を図る。

光熱水料、印刷製本・刊行物等に係る契約の徹底した見直しを開始する。節減計画の具体的な目標値を設定し、管理的経費削減のための効果的な方策を講ずる。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

< 全学的視点での施設マネジメント >

既存の委員会、専門部会及び事務組織を見直し、全学的・専門的な組織に再編・整備し、効率的な施設管理を行う。

土地・施設の有効活用及び維持管理等を効率的に実施するため、学内調整を積極的に進め、事務組織の再編を検討する。

基本方針を策定するため、土地及び施設の運用評価システムを確立し、利用状況に関するデータベースの充実を図る。

施設点検評価項目の見直しと、閲覧システムの維持・充実を図る。また、土地・施設の運用評価システム（評価基準）の策定に向けて検討作業を推進する。

すべてのキャンパスの土地・施設を有効活用する計画を策定し、推進する。

「キャンパスマスタープラン2005策定に関する検討WG」を核として、「キャンパスマスタープラン2005」を策定する。また、「共同教育研究施設地区の有効活用計画（案）」を策定する。

< 施設の整備及び維持管理の財源確保 >

**施設の整備と維持管理のための多様な財源を確保し、必要な予算配分を行う。
新しい財源確保の手法を導入し、施設整備を推進する。**

施設等の整備・修繕及び維持管理のため、施設整備費補助金、間接経費等多様な財源の確保に努め、新たな予算配分手法についてさらに検討を進める。また、赤崎記念研究館の建設等、外部資金による施設整備を推進する。

維持管理を一元的・効率的に推進する。

調査資料を基に、全学施設の維持管理業務を一元的・効率的に実施するための方針の策定に向けて検討を進める。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

名古屋大学は、「大学運営の透明性を確保し、的確な自己点検・自己評価に基づく情報公開を積極的に行い、社会に対するアカウンタビリティを強化する」ことを自己点検・評価と情報提供の中期目標としている。中期目標を達成するために中期計画に沿って、平成17年度の自己点検・評価と情報提供に関する年度計画を策定した。

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

<客観的な評価体制の確立>

目標・計画の立案とその成果に関する評価を行う全学体制の強化を図る。

多面的な評価に対応するために、評価企画室を中核とした、全学マネジメント情報システムの整備・充実を図る。

上記の全学体制及びシステムに基づいて、全学自己点検・評価の一層の充実を図る。

計画・評価委員会を中心に、評価企画室と連携して全学的な点検・評価の仕組みを構築する。

環境変化に柔軟に対応して適切な運営を行うために、計画、評価手法の点検・見直しを行う。

第三者評価機関による評価を大学運営の改善に活用する。

第三者機関による試行評価結果を踏まえ、計画・評価委員会を中心に、法人評価委員会による平成16年度評価結果を分析する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

<情報公開体制の整備>

大学の管理運営に関する情報開示の体制を整備し、管理運営の透明性を高める。

情報開示の推進を前提とした業務の遂行と職員意識の向上に努める。個人情報保護規程を制定し、その体制の強化を図る。

アーカイブズ機能を整備し、現在までに蓄積された教育研究活動の成果を提供する。

大学文書資料室を中心として、文書管理の基本方針の策定及び文書管理システムの構築を進めるとともに、記録史料の収集・保存及び活用を積極的に行い、本学の歴史的情報の公開を進める。

<知的活動による成果の広報>

全学広報体制の整備と強化を図る。

学内外における広報拠点の設立及び充実を図る。

全学としての広報活動を一元的に行う組織として「広報推進室（仮称）」を設置し、設備の充実と専門的職種の新たな配置を検討する。さらに、各種の全学広報誌の見直しと整理統合、デジタル媒体による広報の充実を行う。

広報拠点については、広報プラザのさらなる充実を図る。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

名古屋大学は、「国際水準の総合大学として自負できる、機能性、快適性、審美性、歴史性を備え、知の創造と交流を促す教育研究環境を創出し持続していく」ことを施設整備と安全管理の中期目標としている。中期目標を達成するために中期計画に沿って、平成17年度の施設設備の整備・活用と安全管理等に関する年度計画を策定した。

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

<インフラストラクチャーの基本的機能の確保>

交通計画を見直し、屋外環境の体系的整備を推進する。

継続的に現状を調査し、車両入構条件の見直しを行う。また、標識等をさらに整備し、安全で静謐な環境を作る。駐輪場は建物改修等に合わせて適宜増設し、不足分を計画的に整備する。

緑化の推進計画とともに植栽の維持管理計画を策定する。

枯死樹木、障害樹木の伐採、剪定を継続的に実施する。また、植栽等緑化計画については、環境専門委員会で維持管理計画と併せて策定する。

研究・教育に必要な水・ガス・電気等の安全かつ安定的な供給を図る。

安定供給及び維持管理の容易性を考慮した給水管・ガス管の改修を実施する。また、電力線・通信線等は、基幹・幹線部分から設置年及び管種等の調査を進め、供給信頼度に欠ける部分の改修を実施する。

東山、鶴舞、大幸キャンパスの連携を強化するための計画を策定する。

連携強化の実現に向けて継続的に計画・検討を進める。

<地球環境保全に配慮したキャンパス>

環境保全計画を策定し、点検評価体制を整える。

具体的な省エネ手法について提言するとともに、可能なものから実施する。施設・安全委員会で環境保全計画の策定に着手する。

省エネ法を踏まえた全学的なエネルギー管理体制を強化する。

建物・用途別等のエネルギー原単位基準値を順次設定し、基準値を超える建物のエネルギー消費抑制方策の検討を進める。東山団地等の主要5団地の使用エネルギーの具体的な省エネ手法について提言するとともに、可能なものから実施する。

大気・水質の管理を徹底する。

局所排気装置の維持管理を徹底するよう、部局の定期自主検査等の実施状況を調査する。また、実験排水モニタ - 樹の水質検査を継続して実施し、今後さらに管理を徹底する。

廃棄物の減量、ごみを含めた回収・廃棄（再利用）システムの整備を進める。

分別回収を徹底するなど、ごみ減量化に取り組む。また、各部局及び8,000㎡以上の建物ごとに廃棄物管理責任者を配置する。

<社会に関わったキャンパス>

産学官の連携活動、国際交流活動、一般市民への公開講座・生涯学習等に必要なスペースを学外施設の利活用も視野に入れて整備する。

歴史的遺産と自然環境の保存に配慮したキャンパス整備を行う。

芸術文化を通じた知の創造の拠点整備を推進する。

施設のバリアフリー化に関する整備指針及び整備計画を策定し推進する。

担当の部署と連携を図り、施設の利用状況等の詳細なデータの収集を進め、現状施設の利活用を促進する。

豊田講堂等の歴史的遺産を保存しつつ、機能強化を図るための調査を行う。

バリアフリーや自然環境の保存を意識し、芸術文化とのふれあいを可能とするキャンパス計画の検討を進める。

<教育・研究スペースの確保・活用及び維持>

保有施設を最大限に活用し、プロジェクト型の研究や競争的資金による研究のためのスペースを確保する。

「緊急整備5か年計画及びその後の国の整備計画」に基づいた施設の整備を推進し、教育研究施設の適正な確保と配置、及び部局の再配置を推進する。

学生向け学習ゾーンの設置を検討し、また構成員のアメニティーに資する施設の充実を図る。

引き続き年次計画に基づき、計画遂行に向けての作業を行う。「総合研究棟改修（工学部3号館）及び保健学科校舎改築」を実施する。

男女共同参画を促進するための環境整備を進める。

保育所の建築に着手する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

<安全なキャンパスの整備・維持>

耐震診断に基づく耐震補強を推進する。

耐震診断に基づく耐震補強計画及び年次計画を策定し、概算要求を継続する。また、財務省から移管された職員宿舎の中で、耐震二次診断が必要な4棟については、診断を実施する。

防犯・警備体制及びセキュリティシステムの強化を図る。

夜間、休日等警備員未配置の部局をなくすため、各部局の意見等を聴取する。「警察対応等専門委員会」において調査結果を検討し、キャンパス防犯のあり方を検討する。

毒劇物、化学物質、核燃料物質、放射性物質等の管理体制を強化する。

「名古屋大学化学物質管理システム(MaCS NU)」の説明を廃棄物取扱者講習会と併せて実施する。高圧ガス等の管理についても同システムに追加すべく検討する。核燃料物質及び放射性物質について、担当部局等において引き続き管理体制の一層の充実を図る。放射性同位元素安全取扱の英語コースを実施する。X線安全取扱用英語コースのプログラムを検討する。

災害対策室の充実等、災害及び事故に対する防災体制・危機管理体制を整備する。

「名古屋大学災害対策規程」を踏まえ、具体的行動指針である防災マニュアルを作成する。地震防災訓練の充実と、防災無線システムのより効果的な運用を図る。防災マニュアルの英語版の作成を順次進める。

労働安全衛生法を踏まえた安全衛生管理・事故防止に関する全学的な安全衛生管理体制を維持・強化する。

「安全衛生総括委員会」は、安全衛生に係わる様々な施策について整理し、実行プランを策定する。労働安全衛生法に基づく有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質等障害予防規則が定める作業環境測定と局所排気装置の定期自主検査の強化を図る。

改善を要する実験施設等の改善計画を策定し、整備をする。

引き続き、労働安全衛生法及び関係法令に基づき、実験施設等の適法状態を維持するために、老朽化改修対象建物について継続して概算要求するとともに、可能な自主財源による改修を実施する。

学生に対する安全教育及び実験補助者を対象とする研修等を定期的に行う。

安全衛生及び廃棄物処理に関する教育を実施し、その参加者に認定証を交付する。各種予防規則が定める作業環境測定が必要な実験室等を利用する学生・院生及び教職員を対象に、安全衛生教育を行う。危険防止のため、特別教育を実施し、あるいは資格取得を行わせる。

予算（人件費の見積もり分を含む。）収支計画および資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
91億円
- 2 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れするため。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

附属病院施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

- 1 施設・設備に関する計画 （単位 百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
	総額 11,056	
・ 附属病院中央診療棟		施設整備補助金 (2,208)
・ 東山団地総合研究棟改修		船舶建造費補助金 (0)
・ 大幸団地校舎改築		長期借入金 (8,759)
・ 小規模改修		国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (89)

（注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

- 2 人事に関する計画
 - 1．卓越した志ある教職員を確保するような処遇を検討する。
 - 2．教員任期制の推進を図る。
 - 3．新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。
 - 4．事務職員の育成を図るために、大学間における職員交流を行うとともに、高度の専門性を修得させるための大学院プログラムの研修機会等を提供する。（参考1） 17年度の常勤職員数 3,334人
また、任期付き職員数の見込みを 126人とする。
（参考2） 平成17年度の人件費総額見込み 35,257百万円（退職手当を除く）

（別紙）

予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画

（別表）

学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成17年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	89,623
運営費交付金	36,692
施設整備費補助金	2,208
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	7,487
国立大学財務・経営センター施設費交付金	89
自己収入	28,545
授業料及入学金検定料収入	9,534
附属病院収入	18,697
財産処分収入	0
雑収入	314
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	5,843
長期借入金収入	8,759
計	89,623
支出	89,623
業務費	61,144
教育研究経費	39,552
診療経費	16,883
一般管理費	4,709
施設整備費	11,056
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	5,843
長期借入金償還金	11,580
計	89,623

注 「施設整備費補助金」のうち、平成17年度当初予算額398百万円、前年度よりの繰越額1,810百万円

[人件費の見積り]

期間中総額 35,257百万円を支出する。(退職手当を除く)

2. 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	71,096
經常費用	71,096
業務費	58,448
教育研究経費	7,720
診療経費	8,289
受託研究費等	4,272
役員人件費	233
教員人件費	23,373
職員人件費	14,561
一般管理費	2,423
財務費用	1,284
雑損	0
減価償却費	8,941
臨時損失	0
収入の部	71,593
經常収益	71,593
運営費交付金	33,411
授業料収益	7,856
入学金収益	1,219
検定料収益	292
附属病院収益	18,697
受託研究等収益	4,272
寄附金収益	1,433
財務収益	9
雑益	314
資産見返運営費交付金等戻入	262
資産見返寄付金戻入	510
資産見返物品受贈額戻入	3,318
臨時利益	0
純利益	497
目的積立金取崩益	0
総利益	497

3. 資金計画

平成17年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	94,227
業務活動による支出	62,933
投資活動による支出	15,110
財務活動による支出	11,580
翌年度への繰越金	4,604
資金収入	94,227
業務活動による収入	71,080
運営費交付金による収入	36,692
授業料及入学金検定料による収入	9,534
附属病院収入	18,697
受託研究等収入	4,272
寄付金収入	1,571
その他の収入	314
投資活動による収入	9,784
施設費による収入	9,784
その他の収入	0
財務活動による収入	8,759
前年度よりの繰越金	4,604

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

文学部	人文学科 520人				
教育学部	人間発達科学科 280人				
法学部	法律・政治学科 670人				
経済学部	経済学科 570人 経営学科 270人				
理学部	数理学科 220人 物理学科 360人 化学科 200人 生命理学科 200人 地球惑星科学科 100人				
医学部	医学科 590人 保健学科 860人				
工学部	電気電子・情報工学科 685人 機械・航空工学科 640人 化学・生物工学科 600人 社会環境工学科 280人 物理工学科 760人				
農学部	資源生物環境学科 280人 応用生物科学科 400人				
情報文化学部	自然情報学科 161人 社会システム情報学科 164人				
文学研究科	人文学専攻 210人 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { <table style="border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">うち修士課程</td> <td style="text-align: right;">120人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">博士課程</td> <td style="text-align: right;">90人</td> </tr> </table> } </div>	うち修士課程	120人	博士課程	90人
うち修士課程	120人				
博士課程	90人				

教育発達科学研究科	教育科学専攻	112人	
		〔うち修士課程 64人 博士課程 48人〕	
	心理発達科学専攻	77人	
		〔うち修士課程 44人 博士課程 33人〕	
法学研究科	法律・政治学専攻	31人	
		うち修士課程 0人 博士課程 31人	
	総合法政専攻	104人	
		〔うち修士課程 70人 博士課程 34人〕	
	実務法曹養成専攻	160人	
		(うち専門職学位課程 160人)	
経済学研究科	社会経済システム専攻	105人	
		〔うち修士課程 60人 博士課程 45人〕	
	産業経営システム専攻	49人	
		〔うち修士課程 28人 博士課程 21人〕	
理学研究科	素粒子宇宙物理学専攻	222人	
		〔うち修士課程 132人 博士課程 90人〕	
	物質理学専攻	170人	
		〔うち修士課程 98人 博士課程 72人〕	
	生命理学専攻	135人	
	〔うち修士課程 78人 博士課程 57人〕		
医学系研究科	医科学専攻	50人	
		〔うち修士課程 50人 博士課程 0人〕	
	分子総合医学専攻	136人	
	〔うち修士課程 0人 博士課程 136人〕		

医学系研究科	細胞情報医学専攻	156人	
		うち修士課程	0人
		博士課程	156人
	機能構築医学専攻	196人	
		うち修士課程	0人
		博士課程	196人
	健康社会医学専攻	156人	
		うち修士課程	0人
	博士課程	156人	
看護学専攻	48人		
	うち修士課程	36人	
	博士課程	12人	
医療技術学専攻	54人		
	うち修士課程	40人	
	博士課程	14人	
リハビリテーション療法学専攻	28人		
	うち修士課程	20人	
	博士課程	8人	
工学研究科	応用化学専攻	5人	
		うち修士課程	0人
		博士課程	5人
	物質化学専攻	5人	
		うち修士課程	0人
		博士課程	5人
	分子化学工学専攻	6人	
		うち修士課程	0人
	博士課程	6人	
生物機能工学専攻	4人		
	うち修士課程	0人	
	博士課程	4人	
材料機能工学専攻	6人		
	うち修士課程	0人	
	博士課程	6人	

工学研究科	材料プロセス工学専攻	7人	
			〔うち修士課程 0人〕
			〔博士課程 7人〕
	応用物理学専攻	5人	
			〔うち修士課程 0人〕
			〔博士課程 5人〕
	原子核工学専攻	5人	
			〔うち修士課程 0人〕
			〔博士課程 5人〕
	電気工学専攻	7人	
			〔うち修士課程 0人〕
			〔博士課程 7人〕
	電子工学専攻	5人	
			〔うち修士課程 0人〕
			〔博士課程 5人〕
	電子情報学専攻	5人	
		〔うち修士課程 0人〕	
		〔博士課程 5人〕	
機械工学専攻	5人		
		〔うち修士課程 0人〕	
		〔博士課程 5人〕	
機械情報システム工学専攻	5人		
		〔うち修士課程 0人〕	
		〔博士課程 5人〕	
電子機械工学専攻	5人		
		〔うち修士課程 0人〕	
		〔博士課程 5人〕	
航空宇宙工学専攻	39人		
		〔うち修士課程 24人〕	
		〔博士課程 15人〕	
土木工学専攻	4人		
		〔うち修士課程 0人〕	
		〔博士課程 4人〕	
結晶材料工学専攻	110人		
		〔うち修士課程 68人〕	
		〔博士課程 42人〕	

工学研究科	地圏環境工学専攻	8人	
		うち修士課程	0人
		博士課程	8人
	IT・IT-理工学専攻	111人	
		うち修士課程	66人
		博士課程	45人
	量子工学専攻	110人	
		うち修士課程	70人
		博士課程	40人
	マイクロシステム工学専攻	12人	
		うち修士課程	0人
		博士課程	12人
	物質制御工学専攻	112人	
		うち修士課程	70人
		博士課程	42人
計算理工学専攻	76人		
	うち修士課程	48人	
	博士課程	28人	
化学・生物工学専攻	150人		
	うち修士課程	112人	
	博士課程	38人	
マテリアル理工学専攻	184人		
	うち修士課程	140人	
	博士課程	44人	
電子情報システム専攻	120人		
	うち修士課程	88人	
	博士課程	32人	
機械理工学専攻	104人		
	うち修士課程	76人	
	博士課程	28人	
社会基盤工学専攻	92人		
	うち修士課程	68人	
	博士課程	24人	
マイクロ・ナノシステム工学専攻	84人		
	うち修士課程	60人	
	博士課程	24人	

生命農学研究科	生物機構・機能科学専攻	107人	
		〔うち修士課程	62人〕
		博士課程	45人〕
	応用分子生命科学専攻	116人	
		〔うち修士課程	68人〕
		博士課程	48人〕
	生物圏資源学専攻	130人	
	〔うち修士課程	76人〕	
	博士課程	54人〕	
生物情報制御専攻	8人		
	〔うち修士課程	0人〕	
	博士課程	8人〕	
生命技術科学専攻	52人		
	〔うち修士課程	36人〕	
	博士課程	16人〕	
国際言語文化研究科	日本語文化専攻	70人	
		〔うち修士課程	40人〕
		博士課程	30人〕
国際多元文化専攻	98人		
	〔うち修士課程	56人〕	
	博士課程	42人〕	
国際開発研究科	国際開発専攻	77人	
		〔うち修士課程	44人〕
		博士課程	33人〕
	国際協力専攻	77人	
	〔うち修士課程	44人〕	
	博士課程	33人〕	
国際コミュニケーション専攻	70人		
	〔うち修士課程	40人〕	
	博士課程	30人〕	
情報科学研究科	計算機数理科学専攻	69人	
		〔うち修士課程	42人〕
	博士課程	27人〕	

情報科学研究科	情報システム学専攻	72人	
		〔うち修士課程	42人〕
		博士課程	30人〕
	メディア科学専攻	58人	
		〔うち修士課程	34人〕
		博士課程	24人〕
多元数理科学研究科	複雑系科学専攻	106人	
		〔うち修士課程	64人〕
		博士課程	42人〕
	社会システム情報学専攻	51人	
		〔うち修士課程	30人〕
		博士課程	21人〕
環境学研究科	多元数理科学専攻	184人	
		〔うち修士課程	94人〕
		博士課程	90人〕
	地球環境科学専攻	183人	
		〔うち修士課程	108人〕
		博士課程	75人〕
附属高等学校	都市環境学専攻	157人	
		〔うち修士課程	94人〕
		博士課程	63人〕
	社会環境学専攻	126人	
		〔うち修士課程	72人〕
		博士課程	54人〕
附属中学校	360人		
	学級数	9	
	240人		
	学級数	6	